

税金をサラ金のように取り立てる?

税務署の個人情報を民間会社が自由に使う?

税金徴収の 民営化は危険が いっぱい

政府の「規制改革・民間開放推進会議」は、財務省・国税庁に対して、国税の徴収業務の民間開放について検討を求めています。国税が民間開放された場合どうなるのでしょうか？

えっ！ 民間会社の社員が 税金を徴収？

「〇〇金融です。所得税の滞納を徴収しにきました。あなたや家族の年収も貯金もわかっています。払わないようなら自宅を差し押さえて競売にかけます。どんな理由をつけてもだめですよ、回収効率が最優先ですかね。」

200X年、国税の徴収業務は民間企業に開放され、数社の民間会社が参入し滞納処分をはじめた。社員は支店長の掲げる目標達成に向かって深夜まで滞納者の自宅や事業所を走りまわる。社員ごとにノルマが課され、ホワイトボードには回収状況の社員別棒グラフが掲示されている。月毎の成績に応じ昇給やボーナスなどへの査定が行われ、ノルマを下回

れば降級・降格、解雇となるため、社員たちの「取り立て」に容赦はない……。

納税者の個人情報が 民間会社の手の中に

税金の徴収は、いわゆる「取り立て」とはまったく異なります。納税者の収入、財産、取引先など様々な個人情報を集め、収納・完結をめざし努力を注ぎながらも、「ノルマ主義」の弊害を排し、納税者の生活や権利にも配慮した執行となっています。「個人の秘密を漏らさない」ことは、特に重要な問題です。

税金の徴収が民間会社に開放されると、「Aさんは土地とマンションを持っています。貯蓄は××銀行に〇百万と□□証券に株式



〇百万」などの重大な個人情報を民間会社が持つことになるのです。

税務署をはじめすべての国家公務員は、法律により「守秘義務」が課されています。しかし、利益追求のために活動する企業が、税金の徴収を行うために得た個人情報を自らの企業活動に利用するおそれがあります。これらの情報は企業にとって「おいしい」ものだろ

うことは容易に推測されます。

私たちは、個人の情報は公務の範囲で確實にとめられるべきと考えます。国民・納税者の大切なプライバシーや権利が保護されるためにも、税金の徴収は公務が担うべきと考えます。

国公労連

日本国家公務員労働組合連合会

東京都港区西新橋1-17-14 リバティ14 3F
TEL.03-3502-6363 www.kokko-net.org/